

【新型コロナウイルス対策】 緊急事態宣言を踏まえた建設工事等の対応(概要)

公共工事における一時中止等の対応 (都道府県・政令市あて、市町村・建設業者団体等にも周知)

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態措置の期間中にも、公共工事及び河川・道路等の公物管理などの安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については、最低限の事業継続が要請されていることに留意の上、適切に対応する旨依頼

※「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされている旨併せて周知

- 緊急事態宣言の対象区域内で施工中の工事等において、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う

※なお、特段の事情がない限り受注者の責によらない事由によるものとする

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号等)

(参考) 直轄事業における一時中止措置等 (令和2年4月7日国地契第1号等)

※都道府県等に対して参考周知 (令和2年4月8日国土入企第6号等)

【対象区域内で施工中の工事等における一時中止措置等の対応について】

- ・今後の対応について受発注者による協議を行い、受注者から一時中止や工期延長等の希望がある場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、一時中止や設計図書等の変更を行う

※工事等を継続又は再開する場合に、感染拡大防止対策を適切に実施

【入札等の手続及びヒアリングの実施等について】

- ・総合評価落札方式における評価等について、適宜柔軟な対応を行う
- ・公告案件において原則ヒアリングを実施しない。公告済の案件も、可能な限り省略

工事現場等での感染予防対策 (都道府県・政令市・建設業者団体あて)

- 施工中の工事の現場等において、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意するよう依頼

- コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む。)及び濃厚接触者がいることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう依頼

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号等)

- 建設工事の現場では、元請事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの立場で、極力、「三つの密」の回避や影響の軽減がなされることが重要。特に、建設現場での朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業などについて、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、「三つの密」の回避や影響緩和のための対策徹底等について依頼

(建設現場の「三つの密」回避等の取組事例についても周知)

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号)

民間工事における一時中止等の対応

(建設業者団体・民間発注者団体あて)

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態措置の期間中にも、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係等に係る事業者については、自宅等で過ごす国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続が要請されており、これらの事業継続に必要な工事については継続が求められると考えられることを周知

- 公共工事に係る対応(一時中止等や工事現場等での感染予防対策)について、民間発注者団体に対しても周知

- 資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款において、「不可抗力」によるものとして受注者は発注者に工期の延長を請求でき、増加する費用については受発注者が協議をして決めることとされている旨を周知

(令和2年3月19日事務連絡、令和2年4月8日事務連絡、4月17日国土建第7号)



感染拡大防止対策に伴う下請契約等の適正化 (建設業者団体あて)

- 今般の緊急事態宣言等を受け、工事の一時中止等について、下請負人・技能労働者の事業や生業継続への配慮や、元下間の取引の適正化の徹底に努めるよう通知
- 建設工事の一時中止・延期等に際し、下請契約においても、工期の見直し、一時中止の措置等を適切に講じるとともに、下請契約における適正な工期や請負代金の設定、適切な代金支払等、元下間の取引の適正化の徹底に努めるよう通知
※下請工事標準請負契約約款において、元請負人は必要があるときには工事を中止し、工期延長について元下間で協議することや、増加費用については、元請負人と下請負人が協議して決めることとされていることを周知
- 元下間の取引適正化を図るため、「建設業法令順守ガイドライン」や「駆け込みホットライン」の周知を図るよう依頼
(令和2年3月11日国土懸垂第38号・国土建整第132号、令和2年4月17日国土建第7号)
- 公共工事の一時中止等に伴い、資金繰りに支障が生じることのないよう、
 - ・ 中間前金払いの迅速・円滑な実施
 - ・ 出来形部分払の請求があった場合の適切な対応 について通知※直轄工事における中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化等の措置も周知
(令和2年3月11日国土入企第53号)
- 元請が部分払(出来高払)や完成払を受けた場合について、下請への適正な支払いや、下請セーフティネット債務保証事業、下請債権保全支援事業など金融支援事業の活用による下請への支払いの適正化に配慮する旨通知
※資材業者、建機等の賃貸業者、警備業者等についてもこれに準じて対応することを知
(令和2年3月11日国土建第38号・国土建整第132号、令和2年4月17日国土建第7号)
- 今般の緊急経済対策に盛り込まれた資金繰り支援や雇用調整助成金、新たな給付金制度等を積極的に活用し、現場の労働者の雇用維持・安定に努めるよう通知
(令和2年3月17日国土建第7号)
- 資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種を拡充（現時点では建設業関係43業種が対象）
(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

技術者配置や講習等に関する対応

(建設業者団体、地方整備局等、公共工事発注担当部局、都道府県・政令市、講習機関等あて)

- 学校の臨時休業に伴う育児のために監理技術者等が一時的に現場から離れることや途中交代が可能であること等について通知
※監理技術者等本人が感染あるいは濃厚接触者等となった場合も、従前通り監理技術者等が一時的に現場から離れることや途中交代は可能。
(令和2年2月28日国土建第482号等)
- 監理技術者講習について、当面の間、延期又は自宅学習の方法により実施するよう実施機関に通知
(令和2年2月27日国土建第474号、令和2年3月23日国土建第530号)
- 登録基幹技能者講習について、当面の間延期とし、講習修了証については、特例的に一律令和2年9月末まで有効期限内として取り扱うよう、講習実施機関等に通知
(令和2年3月6日国土建第1466号、令和2年4月9日国土建第24号)